

第5期有田市障害福祉計画

2019（平成31）年度～2020年度

第5期有田市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的にまとめた計画です。

2019（平成31）年 3月

和歌山県 有田市

はじめに

有田市では、すべての市民の人権が尊重され、障害のある人もない人も地域社会で安心して暮らせるノーマライゼーションの実現を目指して、障害者福祉施策に取り組んできました。

障害福祉計画は、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の実施を計画的に進めるものです。また、児童福祉法の改正により、障害児の健やかな育成や発達支援により、事業の実施を計画的に進めるための障害児福祉計画を定めるものとされ、本計画において一体的に策定しました。



近年、障害者差別解消法の施行や少子高齢化の進行、障害の重度化など障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。第5期有田市障害福祉計画は、第2次有田市障害者基本計画との整合性を保ち、障がいのある人もない人も、共に地域を支える主体として支え合い、誰もが住み慣れた地域でいきいきと、尊厳を持って暮らせるまちづくりを目指し計画を推進していきます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました本計画策定委員の皆様には厚く感謝申し上げます。

平成31年3月

有田市長 望月 良男

目次

第1章	第5期障害福祉計画策定について	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画の期間	1
第4節	他計画との関連性について	2
第2章	計画の基本方針	3
第1節	計画の基本的な考え方	3
第3章	障害のある人の状況	5
第1節	身体障害のある人の状況	5
第2節	知的障害のある人の状況	7
第3節	精神障害のある人の状況	8
第4節	指定難病患者の状況	9
第4章	第4期計画の実績	10
第1節	入所施設の入所者の地域生活への移行	10
第2節	地域生活支援拠点等の整備	10
第3節	福祉施設からの一般就労への移行	11
第5章	第4期計画の障害福祉サービスの実績値	12
第1節	自立支援給付の実績	12
第2節	地域生活支援事業の実績	15
第6章	2020年度末に向けた成果目標	19
第1節	福祉施設の入所者の地域生活への移行	19
第2節	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	19
第3節	地域生活支援拠点等の整備	20
第4節	福祉施設からの一般就労への移行	20
第5節	障害児支援の提供体制の整備等	21
第7章	第5期計画の障害福祉サービスの見込み	22
第1節	障害福祉サービスの見込み	22
第2節	地域生活支援事業の見込み	27
第8章	計画の推進体制	35
第1節	計画の推進主体	35
第2節	地域社会への広報及び啓発活動	35
第3節	計画の点検・評価体制の構築	35

第1章 第5期障害福祉計画策定について

第1節 計画策定の趣旨

本市では、国の障がい者施策とも連動しながら、2007（平成19年）に「有田市障害者基本計画」、2006（平成18）年に「有田市障害福祉計画」を策定し、障がいのある人が地域で自立して暮らせるための環境づくりや、障がいのある人を地域で支える仕組みづくりなどに努めてきました。

しかし、近年、高齢化の進行に伴う障がいの重度化、重複化や少子化による障がい者福祉の担い手の不足などの課題が顕在化するなど、障がい者福祉を取り巻くニーズは多様化しています。

このようなことから、第4期有田市障害福祉計画の進捗状況などの分析、評価を行ったうえで、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理するとともに、上位計画である「第2次有田市障害者基本計画」との整合を図りながら、2020年度を目標とした「第5期有田市障害福祉計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び2018（平成30）年に4月1日に施行された児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして策定するものであり、障害福祉サービスの具体的な数値目標と実現に向けた方策を定める計画です。

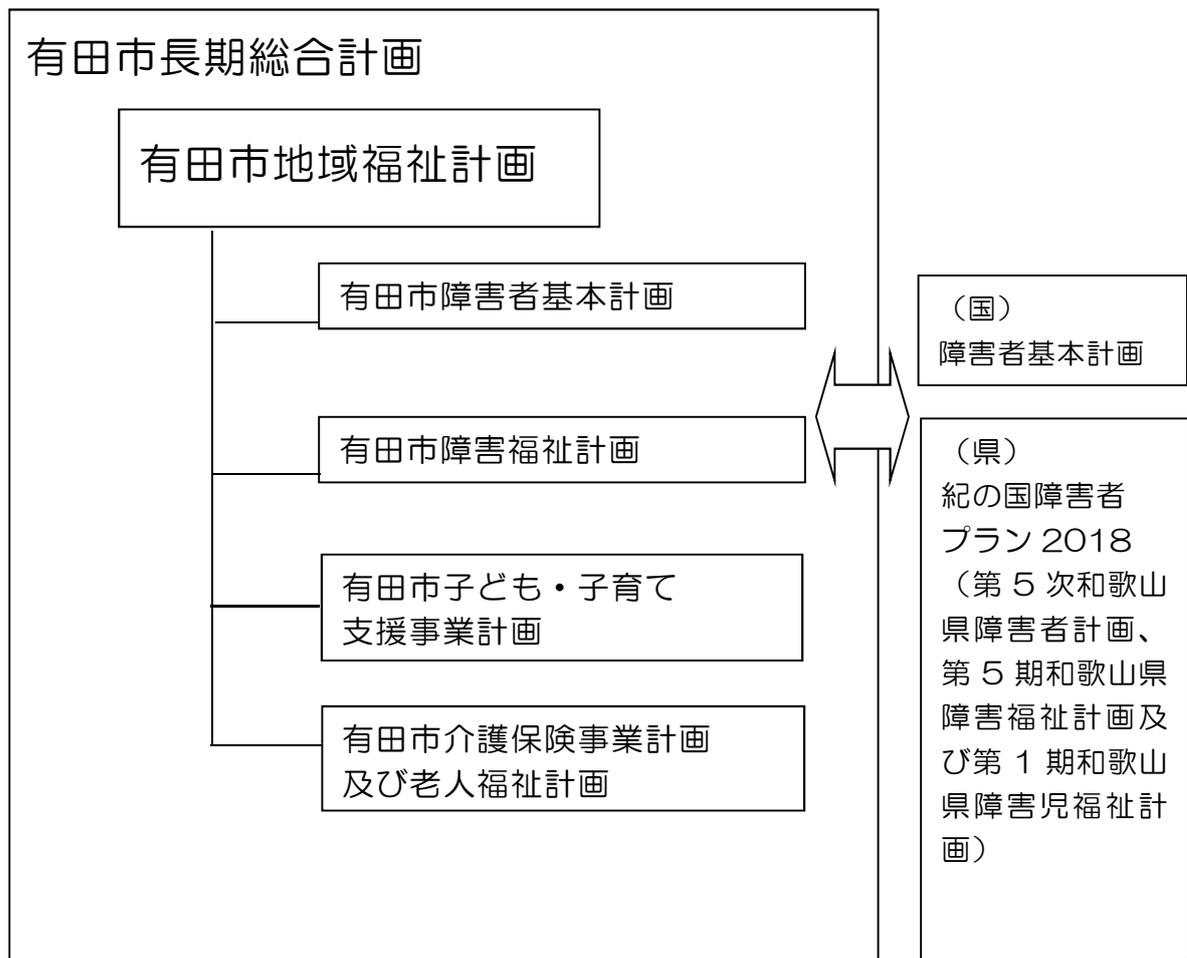
本市における障害者施策の基本方針である「第2次有田市障害者基本計画」との整合性を持つ計画として位置づけられています。

第3節 計画の期間

「第5期有田市障害福祉計画」は、2020年度を目標年次とし、計画の期間は、2019（平成31）年度から2020年度とします。

第4節 他計画との関連性について

本計画は、国の「障害者基本計画」、和歌山県の「紀の国障害者プラン2018（第5次和歌山県障害者計画、第5期和歌山県障害福祉計画及び第1期和歌山県障害児福祉計画）」等の内容を踏まえるとともに、「第4次有田市長期総合計画」の障害福祉に関する具体的な部門別計画として位置づけ、本市における各分野の関連計画とも連携して計画の推進を図ります。



第2章 計画の基本方針

第1節 計画の基本的な考え方

第2次有田市障害者基本計画に掲げる基本理念及び基本目標に沿って取り組むものとし、障がいのある人もない人も、共に地域を支える主体として支え合い、誰もが住み慣れた地域でいきいきと、尊厳を持って暮らせるまちづくりを目指します。

〈基本理念〉

共に支え合い、だれもが住みよいまち ありだ

〈基本目標〉

1. 誰もが主役になれるまち ありだ

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立して暮らしていくためには、生活や就業の機会が保障されることが必要です。しかしながら本市では、障がいのある人が安心して暮らせる場は十分とは言えず、就労の場も不足しているとの指摘がみられます。

このため、障がいのある人の生活や活動の場づくりに努めるとともに、就労と就労後のケアに関する支援の充実を図ります。

2. みんなが顔見知りの まちづくり

障がいのある人が地域で快適な日々を送るためには、全ての市民が障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を共有することが重要です。

そのためには幼児期から生涯にわたって、人権教育を推進するとともに、障がいのある人の現状やニーズ、市の障がい者福祉の状況などについて、市民への周知をいっそう充実していく必要があります。また、ボランティアをはじめ、地域住民の力で障がいのある人を見守り、支える体制づくりも重要な課題となっています。

このため、広報・啓発・交流活動等のいっそうの推進や、福祉教育の推進、ボランティアの育成などを通じて、地域で支え合う障がい者福祉のまちづくりを目指します。

3. 元気でいきいきとした まちづくり

障がいのある人が安心して暮らしていくためには、身近な地域における保健・医療体制の充実が欠かせません。また、近年は発達障がいと診断される子どもが全国的に増加傾向にあることも含め、障がいの予防や早期発見・早期治療も重要な課題となっています。

一方で、本市では障がいのある人の歯科受診やリハビリテーション体制が不十分との指摘もあり、保健・医療体制のいっそうの充実が課題となっています。

このため、関係機関や専門家とも連携し、地域の保健・医療体制の進展に努めます。

4. みんなで学べる まちづくり

障がいのある人の教育を受ける権利を保障することは、行政の重要な責務です。

このため、就学前から生涯を通じ、障がいのある人が快適な環境で主体的に学び、スポーツ・リクリエーションや文化活動などにも積極的に参画できるよう、環境の整備に努め、障がいのある人もない人も、共に学ぶことができるまちづくりを目指します。

5. サポートの充実した まちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で生涯、安心して暮らしていくためには、困りごとをすぐ相談でき、必要な支援につながる仕組みや、生活や福祉に関する情報が円滑に入手できる環境の整備などが欠かせません。

このため、相談支援体制の充実や権利擁護の取組、情報提供手段の充実などを通じ、地域全体で障がいのある人をサポートする体制の整備を推進します。

6. みんなが暮らしやすい まちづくり

障がいのある人にとって住みやすいまちとは、全ての人にとって住みやすいまちとなります。例えば障がいのある人にとってバリア（障壁）となるものやことが排除されたバリアフリーのまちづくりは、誰にとっても快適でストレスなく暮らせる、ユニバーサルデザインが行き届いたまちでもあります。

そうしたまちづくりを目指し、住宅や道路・施設・設備などのバリアフリー化の推進や、防犯・防災対策の強化などに取り組みます。

第3章 障害のある人の状況

第1節 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、年々減少傾向にあります。

2018（平成30）年4月1日現在の等級別では、4級手帳所持者が421人（約27%）と最も多く、次に1級手帳所持者の389人（約25%）となっています。3級～6級の中度・軽度の手帳所持者の減少と比べると、1級・2級の重度の手帳所持者の減少が大きくなっています。

2018（平成30）年4月1日現在の障害別では、肢体不自由の方が807人（約52%）と最も多く、次に内部障害が442人（約29%）と多くなっています。

*身体障害者手帳は、1級から6級まであり、1・2級＝重度、3級・4級＝中度、5級・6級＝軽度となっています。

身体障害者（児）手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

区 分	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
1級	471	470	470	458	421	407	389
2級	270	269	261	253	233	215	200
3級	283	296	299	285	273	275	276
4級	422	436	456	448	436	442	421
5級	118	116	112	118	117	115	120
6級	153	152	150	141	135	127	126
計	1,717	1,739	1,748	1,703	1,615	1,581	1,532

各年4月1日現在

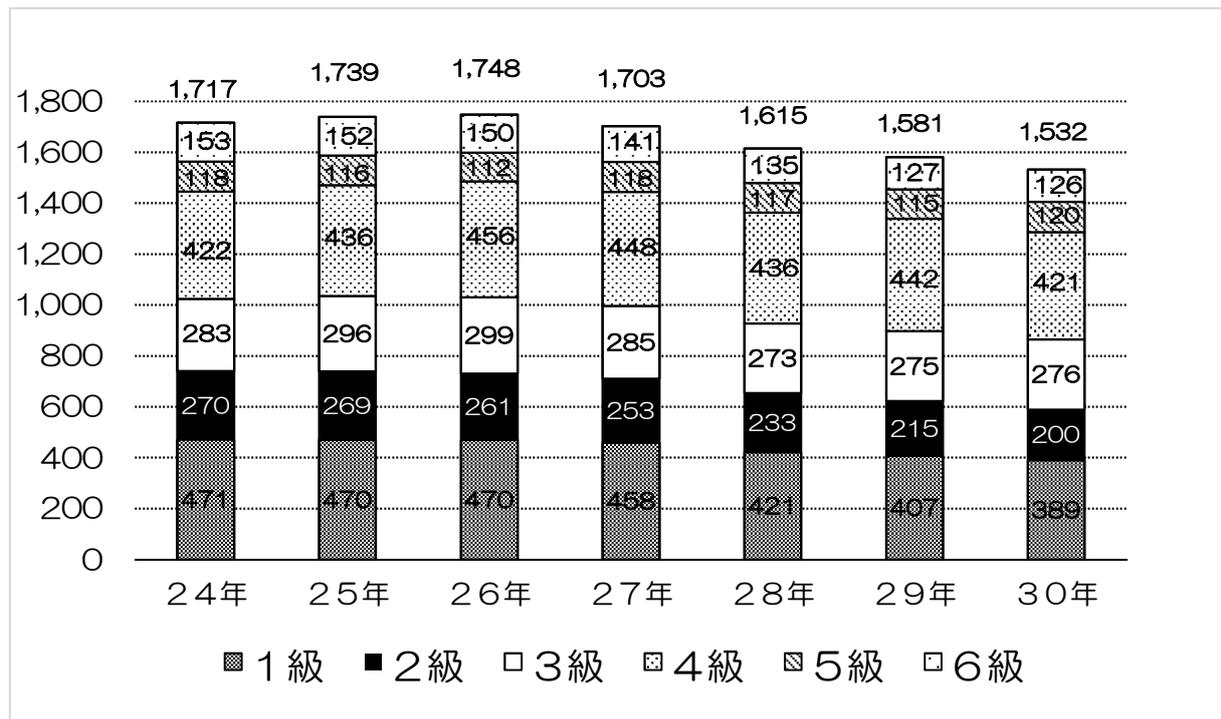
身体障害者（児）手帳所持者数の推移（障害別）

単位：人

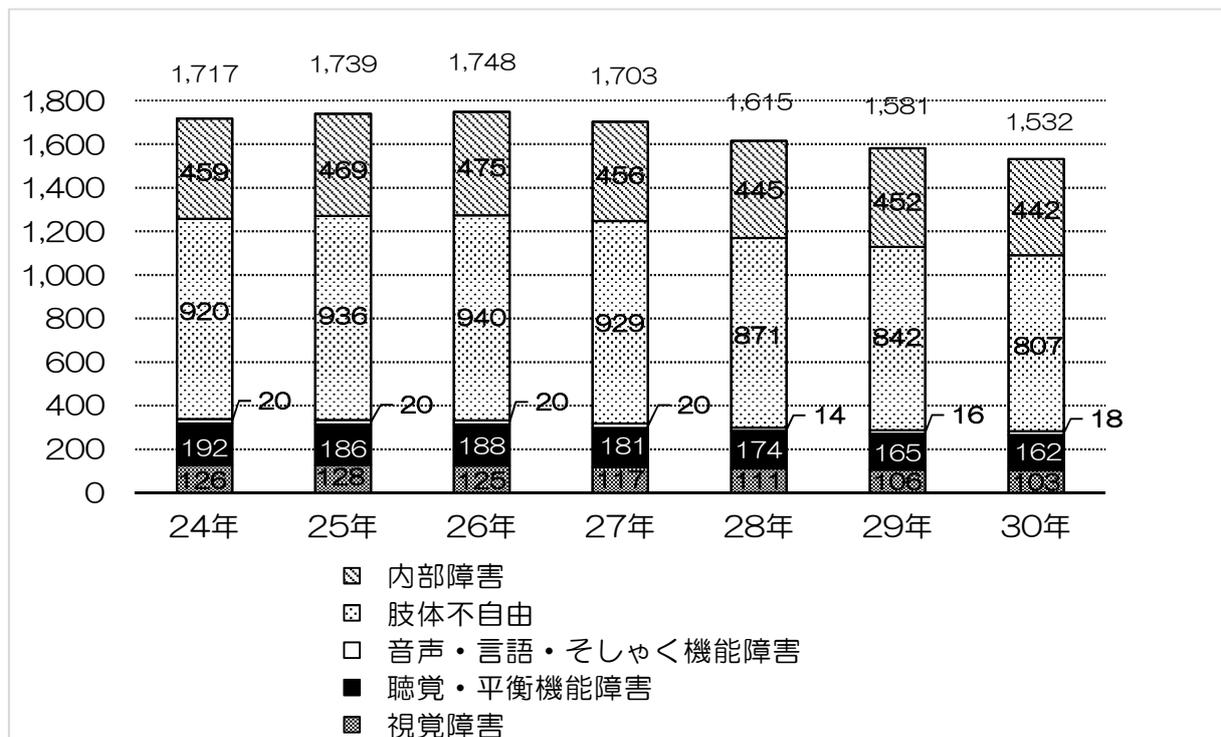
区 分	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
視覚障害	126	128	125	117	111	106	103
聴覚・平衡機能障害	192	186	188	181	174	165	162
音声・言語・そしゃく 機能障害	20	20	20	20	14	16	18
肢体不自由	920	936	940	929	871	842	807
内部障害	459	469	475	456	445	452	442
計	1,717	1,739	1,748	1,703	1,615	1,581	1,532

各年4月1日現在

身体障害者（児）手帳所持者数の推移（等級別）（人）



身体障害者（児）手帳所持者数の推移（障害別）（人）



第2節 知的障害のある人の状況

療育手帳所持者数は、2018（平成30）年4月1日現在231人で、2015（平成27）年をピークに減少していますが、軽度のB2手帳所持者数は増加傾向にあります。

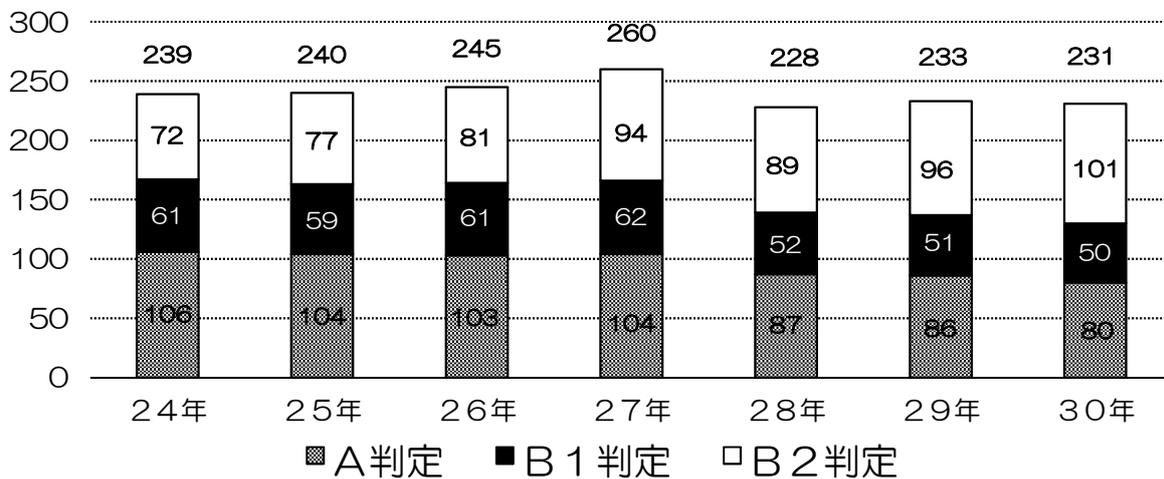
*療育手帳は、A判定＝重度、B1判定＝中度、B2判定＝軽度となっています。

判定別療育手帳所持者数の推移

単位：人

区分	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
A判定	106	104	103	104	87	86	80
B1判定	61	59	61	62	52	51	50
B2判定	72	77	81	94	89	96	101
計	239	240	245	260	228	233	231

各年4月1日現在



第3節 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2018（平成30）年4月1日現在171人で、増加傾向となっています。

等級別では、2級（中度）が92人で、全体の約54%と高い割合となっています。

通院医療費公費負担承認者数は、2018（平成30）年4月1日現在332人で、増減を繰り返しながら増加傾向が続いています。

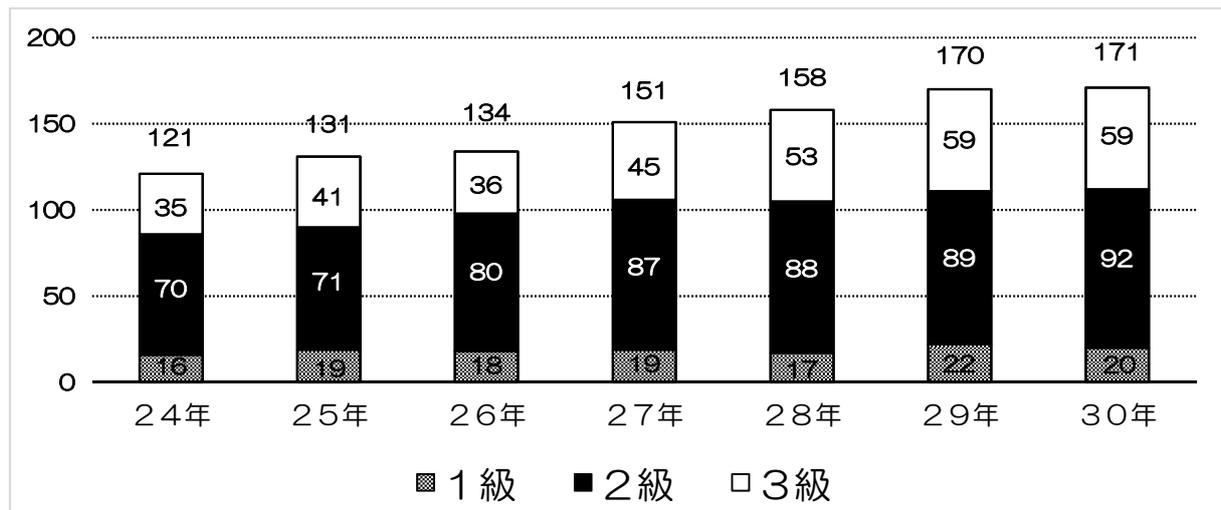
*精神障害者保健福祉手帳は、1級＝重度、2級＝中度、3級＝軽度となっています。

障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区分	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
1級	16	19	18	19	17	22	20
2級	70	71	80	87	88	89	92
3級	35	41	36	45	53	59	59
計	121	131	134	151	158	170	171

各年4月1日現在



通院医療費公費負担承認者数の推移

単位：人

24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
274	287	281	343	309	362	332

各年4月1日現在

第4節 指定難病患者の状況

指定難病患者数は、最近6年間の平均は261人で増減を繰り返しながら推移しています。

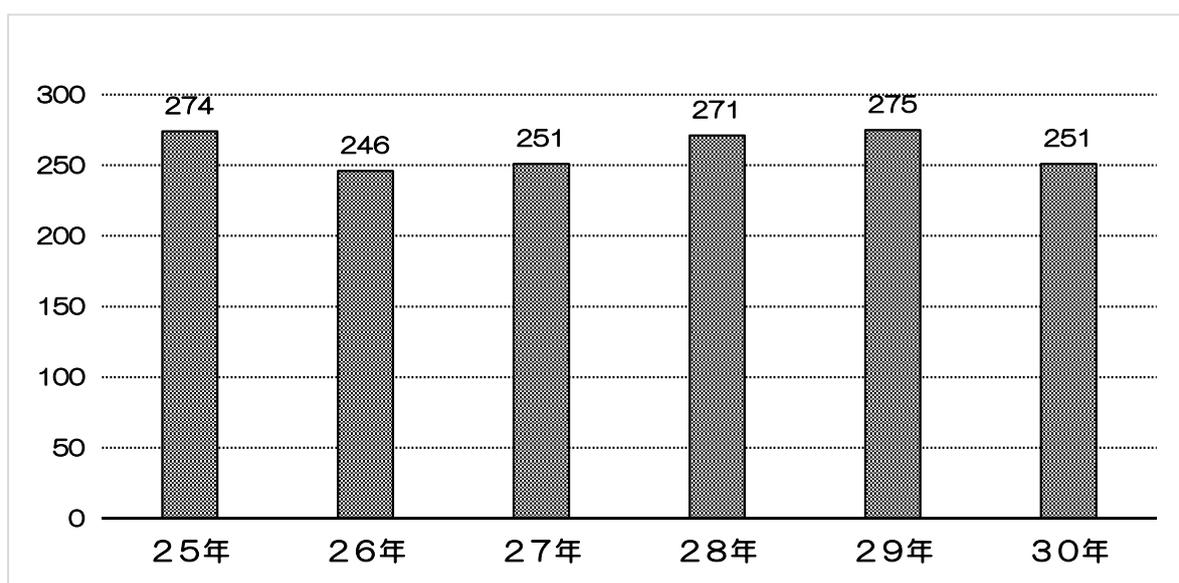
難病患者数の推移

単位：人

25年	26年	27年	28年	29年	30年
274	246	251	271	275	251

各年3月31日現在

資料：湯浅保健所



第4章 第4期計画の実績

本市では、地域移行、地域生活拠点の整備や就労支援について、国の基本指針に基づき数値目標を設定しました。

第1節 入所施設の入所者の地域生活への移行

2013（平成25）年度末の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行、2017（平成29）年度末における福祉施設入所者を2013（平成25）年度末から4%以上削減することが目標となっています。

地域生活へ移行した施設入所者はなく、施設入所者の削減数は目標とした1名を上回る2名でした。

第4期計画の目標値

項目	数値	考え方
施設入所者数	31人	2014（平成26）年3月31日の全施設入所者数
目標値 地域生活移行者数	4人	施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数
	12.9%	（割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値）
実績 地域生活移行者数	0人	2017（平成29）年度末に施設入所からグループホーム等へ移行した人数
目標値 削減見込	1人	2017（平成29）年度末時点での削減見込数
	3.2%	（割合については、削減見込数を全入所者で除した値）
実績 削減数	2人	2017（平成29）年度末時点での施設入所者削減数

第2節 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針は、市町村又は都道府県が定める障害福祉圏域において、2017（平成29）年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを目標としています。

目標年度である2017（平成29）年度末までに地域生活支援拠点の整備は出来ませんでした。現在、有田圏域自立支援協議会で2020年度中に有田圏域に整備できるように協議しています。

第3節 福祉施設からの一般就労への移行

国の基本指針は、「2017（平成29）年度中に一般就労への移行者数を2012（平成24）年度実績の2倍以上にすること」、「2017（平成29）年度末における就労移行支援事業の利用者数を2013（平成25）年度末から6割以上増加すること」、「全体の5割以上の就労移行支援事業所が就労移行率3割以上を占めること」となっています。

福祉施設から一般就労に移行した人は2人でした。有田圏域内には就労移行支援事業所がなく、障害者の就労移行の取り組みには、関係機関の連携が重要です。

項目	数値	考え方
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	1人	2017（平成29）年度中に一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上
実績 福祉施設利用者の一般就労への移行者数	2人	2017（平成29）年度中の一般就労への移行者数
就労移行支援利用者数	15人	2013（平成25）年度末9人の6割増加
実績 就労移行支援利用者数	1人	2017（平成29）年度末の就労移行支援事業の利用者数
就労移行支援事業所の就労移行率	5割	全体の5割以上の就労移行支援事業所が就労移行率3割以上

※ 福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の事業を行う施設をいいます。

第5章 第4期計画の障害福祉サービスの実績値

第1節 自立支援給付の実績

第4期計画に基づき、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「指定相談支援」「障害児支援」の各種障がい福祉サービス提供を推進しました。その実績は次のとおりです。

特に訪問系サービスを始めとする障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所の確保が重要であり、サービス提供事業所との連携など事業所の確保を進めていく必要があります。

1. 訪問系サービスの実績値の状況

単位：人/月、時間/月

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	利用者数	95	84	95	84	95	81	87
行動援護 重度障害者等 包括支援	利用時間	1,434	1,670	1,512	1,689	1,594	1,738	1,742

評価と課題

- ・訪問系サービスの利用時間については、実績が計画を上回り増加していますが利用者数は計画を下回っています。施設入所者の地域移行が計画通りに進んでいないことが課題であります。今後障がい者が地域で生活するための基本的なサービスであり利用量の増加が予測されます。

2. 日中活動系サービスの実績値の状況

単位：人/月、日/月

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込
生活介護	利用者数	62	61	65	61	68	68	72
	利用日数	1,240	1,242	1,300	1,236	1,360	1,241	1,351
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	1	0	1	0	1	1	0
	利用日数	12	0	12	3	12	3	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	4	5	4	4	4	6	4
	利用日数	84	113	84	75	84	115	83
就労移行支援	利用者数	10	9	14	5	19	3	1
	利用日数	190	158	266	77	361	51	20
就労継続支援 (A型)	利用者数	14	14	16	11	18	13	19
	利用日数	283	265	320	193	360	240	363
就労継続支援 (B型)	利用者数	58	66	63	78	68	83	90
	利用日数	1,044	1,150	1,134	1,338	1,224	1,500	1,669
療養介護	利用者数	4	3	4	3	4	4	4
短期入所	利用者数	8	8	9	8	10	8	9
	利用日数	60	41	69	73	75	85	102

評価と課題

- ・日中活動系サービスについては、就労継続支援B型は利用者数、利用日数ともに実績を上回り、増加しています。生活介護、療養介護及び短期入所は概ね計画どおりとなっていますが、それ以外のサービスについては計画を下回っています。特に、就労移行支援は、2015（平成27）年に就労移行支援事業所が廃止となり圏域内に就労移行支援事業所がなくなったため、利用者が減少し計画を大きく下回っています。
- ・就労継続支援A型については、2017（平成29）年に新規事業所が開所し、利用者は増加しています。

3. 居住系サービスの実績値の状況

単位：人/月

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込
共同生活援助 (グループホーム)	25	26	26	26	27	26	26
施設入所支援	29	31	29	29	29	29	30

評価と課題

- ・居住系サービスについては、共同生活援助、施設入所支援ともに、概ね計画どおりとなっており、利用者数はほぼ横ばいとなっています。

4. 相談支援の実績値の状況

単位：人/月

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込
計画相談支援	35	39	38	32	40	41	47
地域移行支援	1	0	2	0	4	2	0
地域定着支援	1	0	2	1	4	1	1

評価と課題

- ・計画相談支援は、2015（平成27）年度から障がい福祉サービス等を利用するに当たりサービス等利用計画の作成が必要となったことから、年々利用者が増加しています。
- ・地域移行支援及び地域定着支援は計画を下回り、施設入所者等の地域移行は計画どおりに進んでいません。
- ・本市内の相談支援事業所は、5事業所（内3事業所は休止中）です。障がい者のサービス利用にあたっての計画作成、サービス事業所との調整など利用者が安心して地域で生活するために相談支援事業所は不可欠であり、今後も事業所の増加と質の向上に努める必要があります。

5. 障害児支援の実績値の状況

単位：人/月、日/月

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込
児童発達支援 (医療型含む)	利用者数	26	25	27	35	28	28	30
	利用日数	400	422	420	491	440	441	444
放課後等 デイサービス	利用者数	36	33	37	36	38	43	38
	利用日数	544	447	559	485	574	566	420
保育所等	利用者数	1	0	2	0	3	0	0
訪問事業	利用日数	1	0	2	0	3	0	0
障害児相談 支援	利用者数	1	3	4	2	6	2	2

評価と課題

- ・児童発達支援は計画を上回りましたが、利用者は増減を繰り返しています。放課後等デイサービスについては、増加傾向にあるものの計画を下回りました。
- ・障害児相談支援については、サービス利用計画の多くはセルフプランとなっています。障害児と家族の課題解決と適切なサービス利用のため、障害児相談支援事業所の増加と質の向上に努めなければなりません。

第2節 地域生活支援事業の実績

第4期計画に基づき、本市の地域生活支援事業として行った7つの必須事業と5つ他の任意事業の実績値は次のとおりです。

1. 必須事業

(1) 相談支援事業の実績値の状況

単位：箇所

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込
障害者相談支援事業	2	2	2	2	2	2	2
地域自立支援協議会	1	1	1	1	1	1	1

評価と課題

- 相談支援事業については、「障害者相談支援事業」が2箇所、「地域自立支援協議会」が1箇所と計画どおりとなっています。また、平成28年度には有田圏域基幹相談支援センターが設置され、障害者への相談体制が強化されました。

(2) 理解促進・啓発事業の実績値の状況

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込
理解促進・啓発事業	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり

評価と課題

- 理解促進・啓発事業については、手話教室を実施し聴覚障害のある人への理解を深めました。

(3) 成年後見制度利用支援事業の実績値の状況

単位：件数

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込
成年後見制度利用支援事業	1	0	1	0	1	1	2

評価と課題

- 成年後見制度利用支援事業については、実績は計画を下回りましたが、増加傾向にあります。障害者と家族の高齢化により今後も利用者は増えるものと考えられます。

(4) 意思疎通支援事業の実績値の状況

単位：人

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込
手話通訳者・要約筆記者の派遣	5	3	7	9	9	7	8

評価と課題

- 意思疎通支援事業については、聴覚障害者に手話通訳者の派遣を行ってきました。今

後も社会参加への促進を図るため、制度の周知が必要です。

(5) 日常生活用具給付事業の実績値の状況

単位：件数

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込
介護訓練支援用具	10	3	12	1	15	1	1
自立生活支援用具	15	6	18	5	20	17	8
在宅療養等支援用具	10	4	13	12	15	7	2
情報・意思疎通支援用具	20	11	25	7	30	6	10
排泄管理支援用具	500	451	510	436	520	442	450
住宅改修費	3	1	3	1	3	1	3

評価と課題

・日常生活用具給付事業については、すべての用具で計画を下回ることになりました。今後も事業の周知に努める必要があります。

(6) 移動支援事業の実績値の状況

単位：人/年、時間/年

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込
利用者数	40	37	45	39	50	41	43
延利用時間数	2,200	2,515	2,600	2,545	3,000	3,081	3,500

評価と課題

・移動支援事業については、利用者数は計画を下回りましたが増加傾向にあります。利用時間は概ね計画を上回り増加傾向にあり、一人当たりの利用時間も増加傾向にあります。

(7) 地域活動支援センター事業の実績値の状況

単位：箇所、人/年

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込
事業所数	1	0	1	0	1	0	1
利用者数	2	0	2	0	2	0	25

評価と課題

・平成30年10月に有田圏域地域活動支援センターが開設され、多くの障がい者にくつろげる居場所として利用されています。利用者には精神・知的障がい者が多く、自立、社会復帰、社会参加などの効果が期待されています。

2. 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業の実績値の状況

人/年

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込
利用者数	2	1	2	1	2	1	1

評価と課題

・訪問入浴サービス事業については、計画を下回りました。サービスについての情報を提供することが必要です。

(2) 日中一時支援事業の実績値の状況

単位：人/年

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込
利用者数	40	35	44	35	48	37	37

評価と課題

・日中一時支援事業については、計画を下回りましたが増加傾向にあります。

(3) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業の実績値の状況

単位：人/年

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込
更生訓練費給付事業	2	0	2	0	2	0	0
施設入所者就職支度金給付事業	1	0	1	0	1	0	0

評価と課題

・更生訓練費給付事業、施設入所者就職支度金給付事業とも実績がありません。社会復帰を促進するため、事業の周知が必要です。

(4) 社会参加促進事業の実績値の状況

単位：人/年

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込
身体障害者自動車操作訓練事業	2	0	2	0	2	0	0
身体障害者自動車改造助成事業	1	0	1	0	1	0	0

評価と課題

・身体障害者自動車操作訓練事業、身体障害者自動車改造助成事業とも実績がありません。障がい者の利便性と生活圏の拡大を図り社会参加の促進のため、事業の周知が必要です。

(5) 巡回支援専門員整備事業の実績値の状況

人/年

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	見込
利用者数 (人/年)	50	108	100	158	100	180	185

評価と課題

・巡回支援専門員整備事業については、実績が計画を大きく上回りました。臨床心理士が保育所や児童通所支援事業所などの子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、職員や保護者に発達障がいの早期発見・早期対応の為の助言等の支援を行いました。

第6章 2020年度末に向けた成果目標

国の基本指針に基づき、2020年度に向けた本市における障害福祉サービスの目標を次のように定めます。

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の「基本指針」は、2016（平成28）年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行、2020年度末時点における福祉施設入所者を2016（平成28）年度末時点から2%以上削減となっており、本市においても重要な課題と位置づけ取り組んでいくものとします。

第5期計画の目標値

項目	数値	考え方
施設入所者数	29人	2016（平成28）年3月31日の全施設入所者数
目標値 地域生活移行者数	3人 10.3%	施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数
目標値 削減見込	1人 3.4%	2020年度末段階での削減見込数

目標を達成するための方策

- ・グループホームの整備促進
- ・地域生活支援拠点の整備促進
- ・居宅サービス（居宅介護、短期入所等）の質と量の確保
- ・日中活動の場（自立訓練、生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）の確保
- ・相談支援体制（計画相談、地域移行支援、地域定着支援）の充実
- ・地域の障がい者に対する理解促進

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針は、精神病床における長期入院患者の地域への移行を進めるため、2020年度末までに圏域において、保健、医療、福祉関係者による協議の場と市町村ごとに協議会の設置や専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場（単独で困難な場合は圏域）を設置することを基本としています。

項目	数値	考え方
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1カ所	有田圏域において、2020年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する

第3節 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針は、市町村又は圏域において、2020年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本としています。

地域生活支援拠点の整備については、有田地域自立支援協議会において、2020年度末までに有田圏域での設置を目指し検討を行っています。障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供を構築します。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点の整備	1ヵ所	有田圏域において、2020年度末までに整備する

第4節 福祉施設からの一般就労への移行

国の基本指針は、「2020年度中に一般就労への移行者数を2016（平成28）年度実績の1.5倍以上にすること」、「2020年度末における就労移行支援事業の利用者数を2016（平成28）年度末から2割以上増加すること」、「全体の5割以上の就労移行支援事業所が就労移行率3割以上を占めること」、「1年後の職場定着率を8割以上とすること」となっています。

項目	数値	考え方
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	5人	2016（平成28）年度実績3人の1.5倍以上
就労移行支援利用者数	4人	2016（平成28）年度末3人の2割増加
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所が占める割合	5割	就労移行率3割以上の就労移行事業所が5割以上
職場定着率の増加	8割	1年後の職場定着率が8割以上

※ 福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の事業を行う施設をいいます。

第5節 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本方針は、「2020年度末までに、児童発達支援センターを1カ所以上設置する、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること」、「2020年度末までに、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保（単独で困難な場合は圏域で確保）すること」、「2018（平成30）年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置（単独で困難な場合は圏域で設置）すること」としています。

本市においては、保育所等訪問支援や巡回専門員整備事業を活用するとともに、障害児通所支援事業所、保育所、教育関係機関などと連携を図り、障がい児への重層的な地域支援体制の整備に努めます。

項 目	考 え 方
児童発達支援センターの整備	2020年度末までに1カ所設置する。
保育所等訪問支援体制の確保	2020年度末までに体制を確保する。
主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2020年度末までに体制を確保する。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置	2018（平成30）年度に設置。

第7章 第5期計画の障害福祉サービスの見込み

第1節 障害福祉サービスの見込み

本計画におけるサービス見込量は、第4期計画でのサービスの利用実績を踏まえ、今後のニーズと成果目標、活動指標等を勘案し、次のとおり設定します。

1. 訪問系サービス

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
居宅介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対して、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時の移動支援を行います。
同行援護	視覚障がい者が外出時に必要な視覚的情報の支援や移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援を行います。
行動援護	重度の知的障がい、または重度の精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対して、自傷や異食、徘徊等を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を有する障がい者であり、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

■サービス見込量

これまでの実績を基礎として、利用者数の伸びや地域生活移行等による新たなサービスの利用者数を推計しています。

区分	2019年度 (平成31年度)		2020年度	
	人/月	時間/月	人/月	時間/月
居宅介護	計画		計画	
重度訪問介護	90	1,800	95	1,900
同行援護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				

■見込量確保のための方策

- ・ サービス提供事業者の確保、特に精神障がい者や重度の障がい者へのサービスに対応するため、身体障がい、知的障がいへのサービスを提供している事業者や介護保険事業者へ必要な情報提供を図るなど、事業者との連携に努めます。
- ・ 障害者の高齢化、重度化等が進む中でサービスを必要とする障がい者が適切にサービスを利用できるように、サービスの周知に努めます。
- ・ サービス提供事業者に対して、専門的人材の確保や質的向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進などを働きかけていきます。

2. 日中活動系サービス

■ サービス内容

サービス種別	サービス内容
生活介護	昼間、障がい者の支援施設等において、食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障がい者に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために生産活動等の必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障がい者に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護を行います。

■ サービス見込量

これまでの実績を基礎として、利用者数の伸び、地域生活移行者や特別支援学校の卒業生等による新たなサービス利用者数を見込んで算出しています。

単位：人/月、日/月

区分	2019年度 (平成31年度)		2020年度	
	計画		計画	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
生活介護	74	1,406	78	1,482
自立訓練（機能訓練）	1	12	1	12
自立訓練（生活訓練）	5	100	5	100
就労移行支援	2	34	4	68
就労継続支援（A型）	20	380	25	475
就労継続支援（B型）	95	1,710	100	1,800
療養介護	4	4	4	4
短期入所	10	120	10	120

■ 見込量確保のための方策

- ・サービスの提供体制について、事業者や利用者への必要な情報提供を図ります。
- ・サービス需要の把握に努め、サービス利用を希望する障がい者がこれら日中活動系サ

サービス等の提供を受けることができるよう努めます。

- ・日中活動系の社会資源が不足しており、今後サービスの需要増加が見込まれるため、開設意向のある事業所に対して協力をを行い、事業所の整備に努めます。
- ・就労支援関係について、サービス提供事業者や雇用関係機関との連携を強化し、就労支援体制の整備を進めます。
- ・障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づき、障がい者就労施設から物品および役務を優先的に調達することに努めます。

3. 居住系サービス

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■サービス見込量

これまでの実績を基礎として、利用者数の伸び、施設入所者の地域移行や事業所の開設を見込んでいます。

単位：人/月

区分	2019年度 (平成31年度)	2020年度
	計画	計画
自立生活援助	1	1
共同生活援助	35	37
施設入所支援	28	28

■見込量確保のための方策

- ・退院可能な精神障がい者や施設に入所中の人の地域生活移行を進めていくことが求められています。また、障がい者の父母が高齢となり、グループホームの需要はさらに高まっていますので、空き物件情報について、開設意向のある事業所に対して助言を行いながら、グループホーム等の整備に努めます。
- ・施設入所支援については、サービス提供事業者と連携を取りながら、真にサービスを必要とする人が利用できるよう努めます。

4. 相談支援

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
計画相談支援	障がい者等の心身の状況や環境、障がい福祉サービスや地域相談支援の利用の意向等を勘案して、支給決定及び支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成するとともに、支給決定後の一定期間ごとにサービス等利用状況を検証し計画の見直しを行うなど、継続的に支援を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院に長期に入所等している障がい者が、地域へ移行できるよう住居の確保その他の地域で生活をしていくための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がい者等の常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対し、相談支援等を行います。

■サービス見込量

これまでの実績を基礎として、利用者数の伸び、施設入所者の地域移行を反映して見込んでいます。

単位：人/月

区分	2019年度 (平成31年度)	2020年度
	計画	計画
計画相談支援	50	53
地域移行支援	1	3
地域定着支援	1	3

■見込量確保のための方策

- ・計画相談支援については、相談支援事業所において、在宅障がい者の実態や家族構成・状況等を的確に把握し、居宅介護サービス等に関するサービス等利用計画を作成することにより、多様化、個別化する障がい者等のニーズに的確に対応していきます。また、特定相談支援事業所の開設意向のある事業所に対して助言を行い、整備に努めます。
- ・地域移行支援については、施設入所者等の地域への移行を促進するため、関係機関等で協議を行いながら、社会福祉法人等に対し、グループホームの整備を促進していきます。また、精神科病院のケースワーカー、相談支援事業所との連携を強化し、円滑に退院促進が図られるよう地域移行支援を進めていきます。
- ・地域定着支援については、安心して居宅で生活ができるよう相談支援事業所と連携を図りながら、的確な障害福祉サービス等の提供も含め、相談支援を行っていきます。

5. 障害児福祉サービス（障害児福祉計画）

■ サービス内容

サービス種別	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供する。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童が支援を必要とする場合、本人及び保育所等のスタッフに対し集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の児童通所支援を受けるために外出することが困難な児童に対し、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行う。
障害児相談支援	サービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリング等を行う。
医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアが必要な児童に対する支援を調整できるコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

■ サービス見込量

これまでの実績を基礎として、利用者数の伸び、事業所の開設を見込んでいます。

単位：人/月、日/月

区分		2019年度 (平成31年度)	2020年度
		計画	計画
児童発達支援(医療型含む)	利用者数	35	38
	利用日数	525	570
放課後等デイサービス	利用者数	40	42
	利用日数	540	567
保育所等訪問事業	利用者数	1	1
	利用日数	1	1
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	1	1
	利用日数	1	1
障害児相談支援	利用者数	3	5
医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	0	1

■ 見込量確保のための方策

- ・ 障がい児支援に関わるサービス提供事業所、医療機関、教育、保育所等様々な関係機関と連携し、利用ニーズを把握し、横断的なサービス提供体制を確保していきます。
- ・ 医療的ケア児を支援するためコーディネーターの養成と配置に努めます。

第2節 地域生活支援事業の見込み

障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村において柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を実施しています。

1. 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

■サービス見込量

区分	2019年度 (平成31年度)	2020年度
	計画	計画
理解促進研修・啓発事業	あり	あり

■見込量確保のための方策

地域における障がいをもつ人の不安を解消し、共生・共助の社会づくりを推進するため、地域住民への理解を求めていくことが重要であることから、イベント等での啓発活動に取り組みます。

(2) 自発的活動支援事業

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等による地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

■サービス見込量

区分	2019年度 (平成31年度)	2020年度
	計画	計画
自発的活動支援事業	なし	あり

■見込量確保のための方策

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域における自発的なピアサポート、災害対策、ボランティア活動などを支援します。

(3) 相談支援事業

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう実施します。
基幹相談支援センター	総合的・専門的な相談支援の実施、相談支援体制の強化の取組、権利擁護、虐待の防止や自立支援協議会の運営など地域における相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センターへの専門職員の配置や相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成への支援、地域移行に向けた取組等を実施します。

■サービス見込量

単位：箇所

区分	2019年度 (平成31年度)	2020年度
	計画	計画
障害者相談支援事業	2	2
基幹相談支援センター	あり	あり
基幹相談支援センター等機能強化事業	あり	あり

■見込量確保のための方策

- ・委託相談支援事業所との連携を強化するとともに、障害をもつ人に一般相談の利用を促進ながら事業を実施します。
- ・困難な事例には、基幹相談支援センターを中心に委託相談支援事業所や保健、医療等関係機関と連携を図りながら支援します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

■サービス見込量

単位：人/年

区分	2019年度 (平成31年度)	2020年度
	計画	計画
成年後見制度利用支援事業	2	3

■見込量確保のための方策

障がい者とその家族の高齢化によりニーズは高くなっています。制度の周知を図るとともに、成年後見制度の利用困難者に補助を行い、制度の利用を促進します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備することで障がい者の権利擁護を図ります。

■サービス見込量

区分	2019年度 (平成31年度)	2020年度
	計画	計画
成年後見制度法人後見支援事業	なし	あり

■見込量確保のための方策

社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、成年後見制度法人後見支援事業の実施体制の整備に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語・音声機能、視覚等の障害のある障がい者等に、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者等を派遣します。

■サービス見込量

単位：件数/年

区分	2019年度 (平成31年度)	2020年度
	計画	計画
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	10	12

■見込量確保のための方策

- ・利用対象者の様々なニーズに的確に応えられるよう、手話通訳者・要約筆記者の委託先団体の確保並びに質の向上に取り組みます。
- ・聴覚障害者情報センター等と連携してサービス水準が低下しないように利用者のニーズ把握に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、障がい者等の福祉の増進を図ります。

■サービス見込量

単位：件数/年

区分	2019年度 (平成31年度)	2020年度
	計画	計画
介護・訓練支援用具	3	5
自立生活支援用具	10	13
在宅療養等支援用具	10	15
情報・意思疎通支援用具	13	15
排泄管理支援用具	460	470
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	3	5

■見込量確保のための方策

- ・利用者の特性に合った適切な日常生活用具を給付します。
- ・利用の促進を図る観点から、日常生活用具に関する情報提供を行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。

■サービス見込量

単位：人

区分	2019年度 (平成31年度)	2020年度
	計画	計画
手話奉仕員養成研修事業	0	1

■見込量確保のための方策

- ・養成講座の実施にあたっては広く市民に周知し、より多くの手話奉仕員を養成し、人材の確保に努めます。

(9) 移動支援事業

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に外出するための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加の促進を図ります。

■サービス見込量

単位：人/年、時間/年

区分		2019年度 (平成31年度)	2020年度
		計画	計画
移動支援事業	利用者数	45	47
	利用時間	3,920	4,390

■見込量確保のための方策

- ・ 自立生活や社会参加を支える重要なサービスとして、引続き支援を継続していきます。
- ・ 移動支援事業の情報提供の充実やサービス提供事業所を確保し、利用しやすい制度としていきます。

(10) 地域活動支援センター事業

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
地域活動支援センター事業	障がい者等が通所して、日中活動を行うことにより、障がい者等の地域生活の促進を図ります。

■サービス見込量

単位：箇所、人/月

区分		2019年度 (平成31年度)	2020年度
		計画	計画
地域活動支援センター	箇所	1	1
	利用者数	35	45

■見込量確保のための方策

- ・ 平成30年10月に開所した有田圏域地域活動支援センターは、主に精神障がい者の居場所としてその利用ニーズは高くなっています。今後もサービス内容の質の向上に努めるとともに、サービスについての情報を提供し、利用促進を図ります。

2. 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
訪問入浴サービス事業	家庭で入浴することが困難な重度身体障がい者に対し、訪問入浴サービスを行います。

■サービス見込量

単位：人/月

区分		2019年度 (平成31年度)	2020年度
		計画	計画
訪問入浴サービス事業		2	2

■見込量確保のための方策

- ・ サービスについての情報を提供し、利用促進を図ります。

(2) 日中一時支援事業利用状況

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
日中一時支援事業	障がい者等に日中における活動の場所を提供することにより、障がい者等及びその家族の福祉の増進を図ります。

■サービス見込量

単位：人

区分	2019年度 (平成31年度)	2020年度
	計画	計画
日中一時支援事業	39	41

■見込量確保のための方策

- ・サービス内容やサービス提供事業所に関する情報を周知し、利用促進を図ります。

(3) 身体障害者自動車操作訓練事業・身体障害者自動車改造助成事業

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
身体障害者自動車操作訓練事業	身体障害者手帳の交付を受けている者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、福祉の増進に資することとします。
身体障害者自動車改造助成事業	身体障害者手帳の交付を受けている者が就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障がい者の社会参加の促進を図り、その福祉の増進に資することとします。

■サービス見込量

単位：人

区分	2019年度 (平成31年度)	2020年度
	計画	計画
身体障害者自動車操作訓練事業	1	1
身体障害者自動車改造助成事業	1	1

■見込量確保のための方策

- ・広報等を利用し、制度の周知を図ります。

(4) 巡回支援専門員整備事業

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
巡回支援専門員整備事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

■サービス見込量

単位：件/年

区分	2019年度 (平成31年度)	2020年度
	計画	計画
巡回支援専門員整備事業	200	220

■見込量確保のための方策

- ・巡回等が必要な児童の現状を把握し、活動計画を立てながら実施します。

(5) スポーツレクリエーション活動等支援

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
レクリエーション活動等支援事業	レクリエーション活動、スポーツ教室や大会等を開催し、体力増強や余暇の機会を提供し、障がい者等の社会参加を促進します。

■サービス見込量

単位：人/月

区分	2019年度 (平成31年度)	2020年度
	計画	計画
レクリエーション活動等支援事業	15	20

■見込量確保のための方策

- ・スポーツ教室等を開催し、スポーツに触れる機会を提供します。

(6) 芸術文化活動振興事業

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
芸術文化活動振興事業	障がい者等の作品展、音楽会、映画祭などの芸術文化活動の機会を提供するとともに創作意欲を助長し、障がい者等の社会参加を促進します。

■サービス見込量

区分	2019年度 (平成31年度)	2020年度
	計画	計画
芸術文化活動振興事業	あり	あり

■見込量確保のための方策

- ・障がい者美術展等を開催し、創作活動の発表の場を提供します。

第8章 計画の推進体制

第1節 計画の推進主体

計画の推進にあたっては、県や国、社会福祉協議会との連携のもと、市民、民生・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障がい者が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるように支援体制を図り、計画を推進します。

第2節 地域社会への広報及び啓発活動

障がいに対する差別や偏見をなくし、障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の実現について、市民意識を高め、市民に理解と協力、そして支援への参画を、あらゆる機会を通じて広く呼びかけていきます。

第3節 計画の点検・評価体制の構築

本計画の着実な実行に努めるため、PDCA マネジメントサイクルに基づいて、計画の評価・点検を行います。計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議をし、計画（Plan）、実施・実行（Do）、点検・評価（Check）、処置・改善（Action）のサイクルの着実な実行に努めます。

そのためにも地域自立支援協議会にも毎年意見をお聞きし、計画の推進に活かします。また、毎年計画の進捗状況の公表に努め、必要に応じて計画の目標数値などの見直しを行うこととします。

障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス

